

○珠洲市建設工事共同企業体取扱要綱

平成 22 年 4 月 1 日  
告示第 27 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、珠洲市（以下「市」という。）が発注する建設工事に係る共同企業体の取り扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の区分)

第 2 条 共同企業体は、「特定建設工事共同企業体」（以下「特定企業体」という。）と「経常建設工事共同企業体」（以下「経常企業体」という。）に区分し、それぞれの性格、対象工事の種類・規模、結成、出資比率、代表者要件及び資格要件については、次のとおりとする。

(特定企業体の性格)

第 3 条 特定企業体は、大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保するため、共同施工を必要と認める工事毎に結成する共同企業体とする。

(特定企業体の対象工事の種類・規模)

第 4 条 市が特定企業体に発注する工事の種類・規模は、土木工事、建築工事又は設備その他工事のうち次の各号に定める大規模工事で、市長が必要と認めるものとする。

- (1) 土木一式工事 設計金額 1 億 5 千万円以上の工事
- (2) 建築工事 設計金額 1 億 5 千万円以上の工事
- (3) 設備その他工事 設計金額 1 億円以上の工事

2 前項各号に掲げる設計金額以下のものについても、市長が必要と認める場合は特定企業体に発注することができるものとする。

(特定企業体の結成)

第 5 条 特定企業体の構成員の結成は、自主結成とする。

- 2 特定企業体の構成員の数は、2 又は 3 業者とする。ただし、特に大規模、難度の高い工事について、市長が必要と認める場合は、この限りでない。
- 3 特定企業体を結成しようとする構成員は、市長が指定する日までに特定企業体を結成し、協定書及び使用印鑑届を添付して入札参加資格申請をするものとする。
- 4 市長は、特定企業体から前項の規定により申請書の提出があったときは、特定企業体としての条件を具備しているかどうかを審査のうえ、入札参加の有無を決定するものとする。

(特定企業体の出資比率)

第 6 条 すべての構成員が、均等割の 10 分の 6 以上の出資比率であるものとする。

(特定企業体の代表者要件)

第 7 条 代表者は、次の各号を満たすものであること。

- (1) 構成員中もっとも大きな施工能力を有する者であること。
- (2) 出資比率が構成員中最も大きな者であること。

(特定企業体の資格要件)

第 8 条 すべての構成員は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 珠洲市財務規則（昭和 40 年珠洲市規則第 8 号）第 83 条の規定により準用する同規則第 71 条第 2 項の規定により作成された請負等業者有資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 当該工事に対応する業種について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の許可を有しての営業年数が 3 年以上であること。
- (3) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、当該工事

と同種の工事を施工した経験があること。

- (4) 当該工事に対応する業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
- (5) その他、市長が特に必要と認める要件。

(経常企業体の性格)

第9条 経常企業体は、中小・中堅建設業者（資本の額又は出資の総額が20億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が1,500人以下の会社及び個人をいう。）が、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工能力を強化する目的で結成する共同企業体とする。

(経常企業体の対象工事の種類・規模)

第10条 経常企業体を結成して施工することができる工事の種類・規模は、単体企業の取り扱いにより珠洲市建設工事指名競争入札参加者選定要綱（平成20年珠洲市告示第12号）第3条の別表1に定める工事種別及び等級によるものとする。

(経常企業体の結成)

第11条 経常企業体は、2又は3業者において自主結成とし、次のとおりとする。

- (1) 一の業者が同一業種において結成することができる経常企業体の数は一とする。
- (2) 二以上の業種を有する業者が結成できる経常企業体の数は二までとし、業種は重複しないものとする。
- (3) 経常企業体は、資格審査を市長に申請し、市長はこれを受理したときは資格審査のうえ、請負等業者有資格名簿に登載するものとする。
- (4) 経常企業体として認定を受けた業種については、単体企業として認定を受けている当該業種についての認定を取り消すものとする。

(経常企業体の出資比率)

第12条 すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

(経常企業体の代表者要件)

第13条 代表者は、構成員において自主的に決定されたものとする。

(経常企業体の資格要件)

第14条 すべての構成員は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内に主たる営業所を有する中小・中堅建設業者であって、市の請負等業者有資格名簿に登載されている者であること。
- (2) 経常企業体の業種について、建設業法第3条の許可を有しての営業年数が3年以上であること。
- (3) 経常企業体の業種について、原則として市発注工事を元請けとして施工した実績を有すること。
- (4) 当該業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
- (5) その他市長が特に必要と認める要件。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。